

政令第 号

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第九条第一項各号及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の性質の変更を伴うものに限る。）

六 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四条第一号に掲げる行為

七 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

第四条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第三号に掲げる行為（同項第一号の占用を伴うものを含む。）

六 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

第六条中「すでに」を「既に」に改め、同条第二号ロ中「又はロ」を「から八まで」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為

ハ 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限

る。)

第六条第三号口中「第五号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に改め、同号口を同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

#### 附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

## 理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進するため、海洋水産資源開発促進法における沿岸水産資源開発区域における都道府県知事等への届出を不要とする行為の対象範囲等について見直しを行う必要があるからである。